

2019年8月7日

適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正 様

株式会社ジャックス
代表取締役社長 山崎 徹



ご回答

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、貴法人より、弊社使用にかかる保証委託契約について、2019年7月11日付けの申入れ書を頂戴しましたので、下記の通りご回答申し上げます。

敬具

記

弊社が保証委託契約を行うローン契約において使用しているカードローンの保証委託申込書兼契約書の裏面に記載されている保証委託約款の第7条(7)及び、金銭消費貸借契約証書の裏面に記載されている規定の第6条第2項7号について、2019年5月以降は、いずれも削除しております。

なお、念のため、現在使用しております保証委託申込書兼契約書をご送付申し上げます。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社ジャックス

保証事業部管理業務課

土屋 匡弘

電話番号：03-6478-1595

FAX 番号：03-6478-1596

保 証 委 託 約 款

申込人(契約者)(以下「私」といいます)及び連帯保証人予定者(連帯保証人)(以下「連帯保証人」といいます)は、表記融資金融機関(以下「金融機関」といいます)との金銭消費貸借契約について、次の各条項を承認のうえ、私が金融機関に対して負担する債務につき株式会社ジャックス(以下「保証会社」といいます)に保証を委託します。

- 第1条(借入約定)
第2条(保証範囲)
第3条(保証委託契約の成立)
第4条(調査)
第5条(保証債務の履行)
第6条(求償権)
第7条(求償権の事前行使)
第8条(通知義務)
第9条(連帯保証人)
第10条(反社会的勢力の排除)
第11条(保証料)
第12条(担保)
第13条(充当の指定)
第14条(公正証書の作成)
第15条(審判裁判所)
第16条(個人情報の取扱いに関する同意条項)

個人情報の取扱いに関する同意条項

- 第1条(個人情報の収集・保存・利用)
第2条(個人情報の提供)
第3条(個人情報の取扱い)
第4条(個人情報の開示・訂正・削除)
第5条(個人情報の提供)
第6条(個人情報の開示・訂正・削除)
第7条(個人情報の取扱い)
第8条(個人情報の開示・訂正・削除)
第9条(個人情報の取扱い)

別表

Table with columns: 貸付情報(会社名), ①本契約に係る申込をした事実, ②本契約に係る借入れの取引事実, ③本契約に係る債務の支払を延滞等した事実.

第1条(個人情報の収集・保存・利用)
(申込人(契約者)以下「私」といいます)及び連帯保証人予定者(連帯保証人)以下「連帯保証人」といいますは、株式会社ジャックス(以下「ジャックス」といいます)と「私」と「連帯保証人」との間で締結した金銭消費貸借契約の各条項に従います。

規定

第1条 (適用範囲)

この約定は借主が表記融資金融機関(以下「甲」という)に対して負担する債務の履行について適用するものとします。

第2条 (元利返済額等の自動支払)

- 借主は、元利金の返済のため、各返済日(返済日が休日の場合にはその日の翌営業日、以下同じ)までに毎回の元利金返済額(半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額、以下同じ)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 甲は各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず返済用預金口座から払戻しの上、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、甲はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日まち遅れた場合には、甲は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第3条 (繰り上げ返済)

借主がこの契約による債務の全部、又は一部を期限前に繰り上げて返済する場合にはその返済の時期、金額、及び返済後の処理は甲の定めるところに従うものとします。かつ所定の手数料を支払うものとします。

第4条 (利率の変更)

変動金利の特約がある場合、金融情勢の変化、その他相当の事由があると甲が判断した場合には、別紙に記載された変動金利の特約に定められた内容に基づいて利率の変更をすることができるものとします。変動金利の特約が無い場合、借入要項記載の利率は変動しないものとします。但し、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、甲は借入要項記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができ、変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。

第5条 (担保)

- 担保価値の減少、借主又は連帯保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、甲からの請求により、借主は連帯なくこの債権を保全しうる担保、連帯保証人をたて、又はこれを追加、変更するものとします。
- 借主は、担保について現状を変更し、又は第三者のために権利を設定しもしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得るものとします。
- 担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に妥当と認められる方法、時期、簡略等により甲において取立又は処分が容易、その取得から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることのできるものとし、なお残債がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。
- 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等によって損害が生じた場合には、甲は責任を負わないものとします。

第6条 (期限前の全額返済義務)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が返済を遅延し、甲から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によつて甲に借主の所在が不明となったとき。
- 次の各号の場合には、借主は、甲からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が甲取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が第5条第1項もしくは第2項又は第11条の規定に違反したとき。
 - 借主が支払を停止したとき。
 - 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 連帯保証人が前項第2号又は本項前各号のいずれかに該当したとき。
 - 担保の目的物について差押え又は競売手続の開始があったとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第7条 (反社会的勢力の排除)

- 借主又は連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配してと認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主又は連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、

又は甲の業務を妨害する行為

⑥ その他前各号に準ずる行為

- 借主又は連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明、確約に関し虚偽の申告をしたことが判明し、借主との本契約を継続することが不適切である場合には、借主は、甲からの請求によって、本契約による債務全額について期限の利益を失い、本契約借入要項に定める返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が甲からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、請求が遅延し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 第3項の場合において、借主又は連帯保証人に損害が生じた場合にも、借主又は連帯保証人は甲にはなんらの請求をいたしません。また、甲に損害が生じたときは、借主又は連帯保証人がその責任を負います。

第8条 (甲からの相殺)

- 甲は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、もしくは第6条又は第7条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の甲に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により、日割りで計算します。

第9条 (借主からの相殺)

- 借主はこの契約による債務と期限の到来している借主の甲に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であつても相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料及び相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第3条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに甲へ書面により相殺の通知をするものと、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに甲に提出するものとします。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第10条 (債務の返済等にあてる順序)

- 甲から相殺をする場合に、この契約による債務のほか甲取引上の他の債務があるときは、甲は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済又は相殺をする場合に、この契約による債務のほか甲との取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がその債務の返済又は相殺にあてるかを指定しなかったときは、甲が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、甲は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項のなお書又は第3項によって甲が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第11条 (代り証書等の差し入れ)

事変、災害等やむをえない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、又は損傷した場合には、借主は、甲の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第12条 (印鑑照合)

甲がこの取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印鑑をこの契約書に押印の印影又は返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、甲は責任を負わないものとします。

第13条 (費用の負担)

- 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。
- 抵当権の設定、抹消又は変更の登記に関する費用。
 - 担保物件の調査又は取立もしくは処分に関する費用。
 - 借主又は連帯保証人に対する権利の行使又は保全に関する費用。

第14条 (届出事項)

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他甲に届け出た事項に変更があつたときは、借主は直ちに甲に書面で届け出るものとします。
- 借主が前項の届出を怠つたため、甲が借主から最後に届出があつた氏名、住所にあてて通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第15条 (報告及び調査)

- 借主は、甲が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主及び連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、又は調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は、担保の状況、又は借主もしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、又は生じるおそれのあるときは、甲から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第16条 (連帯保証)

- 連帯保証人は、この契約により生ずる一切の債務につき、借主とともに債務履行の責を負い、この契約の各条項に従います。
- 連帯保証人は、借主の甲に対する預金その他の債権をもって相殺はしません。